

消防職員の不祥事に対するお知らせとお詫び

このたび、当組合の消防職員が業務中において、同僚に対するハラスメント行為の事実が判明しました。このことから、当事者である銚田消防署消防司令補（40歳代）に対し、令和4年12月1日付けで地方公務員法第29条第1項第1号、第3号及び同法第33条に基づく減給（3か月間、給料月額の10分の1を減額）の懲戒処分を行いました。

公務員である我々は、全体の奉仕者として模範となるべき立場であるにもかかわらず、このような事案を発生させたことは誠に遺憾であり、組合に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを心からお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、今回の事態を重く受け止め、地域の皆様の信頼回復に向けて、今後、このようなことが起こらないよう、良好な職場環境の構築に向けた取組を積極的に推進するとともに、組織一丸となり、これまで以上に業務に邁進する所存でございますので、皆様方の今まで以上のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和4年12月1日

鹿行広域事務組合 消防本部
消防長事務取扱 岸田 一夫